

第 28 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 11 月 29 日（火）午後 2 時 00 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 15 名

| | | | | | |
|----|-------|----|--------|----|-------|
| 1 | 乙部 毅博 | | | 3 | 猪飼 敬司 |
| 4 | 吉田 洋一 | 5 | 太田 勝義 | 6 | 片岡 文洋 |
| 7 | 齊藤 徹 | 8 | 牧田 日出男 | 9 | 辻本 一夫 |
| 10 | 向井 良治 | 11 | 富倉 浩之 | | |
| 13 | 太田 福司 | 14 | 竹内 稔 | | |
| 16 | 岩岡 栄一 | 17 | 原口 武実 | 18 | 穀内 和夫 |

4. 欠席委員 2 名

| | | | |
|---|-------|----|-------|
| 2 | 吉田 義明 | 12 | 金曾 浩文 |
|---|-------|----|-------|

5. 議事日程

| | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | | 農業委員会業務報告について |
| 日程第 2 | 議案第 41 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について |
| 日程第 3 | 議案第 42 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 4 | 議案第 43 号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について |
| 日程第 5 | 議案第 44 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について |
| 日程第 4 | 議案第 45 号 | 農地法第 5 条の規定による許可について |
| 日程第 5 | 議案第 46 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について |

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後 3 時 00 分

8. 会議の概要

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>ただ今の出席委員は 15 名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第 28 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、第 28 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、9 番・辻本 一夫 委員、10 番・向井 良治 委員を指名いたします事務局より内容説明を求めます。</p> <p>日程第 1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p> |
| 瀬尾局長 | <p>それでは、10 月 28 日開催の第 27 回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1 の会議関係では、11 月 4 日に農地パトロールを実施致しました。昨年 11 月以降、農地転用の完了した案件の確認が 9 件、農地の現況確認が 21 件でありました。現況確認の結果は、農地として使用が確認された案件が 18 筆、非農地とすべきと判断した案件が 2 筆、保留が 1 筆でありました。</p> <p>21 日から 22 日にかけて、道内研修旅行を札幌市及び江別市において実施しまして、穀内会長以下 10 名の委員さんと事務局 2 名が同行いたしました。</p> <p>25 日に第 2 班 富倉班長以下 7 名で、現地調査を行っております。案件は、 地区での農地転用 1 件と 地区での現況証明 1 件です。</p> <p>現地調査を行った 2 件につきましては、本日このあと、議案としてご審議いただきます。</p> <p>28 日に地区別農業委員等研修が幕別町で開催され、穀内会長以下 12 名の委員さんと事務局 3 名が同行いたしました。</p> <p>次に 2 番「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は、2 法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をして</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>議長</p> | <p>も、正式に報告書の提出を受けていない状況となっております。 今後も対象となる法人に報告書の提出を促して参ります。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| <p>瀬尾局長</p> | <p>日程第2、議案第41号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第41号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約1件の通知がございました。</p> <p>つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> |
| <p>議長</p> <p>豊吉主幹</p> | <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在及び地番につきましては、字 他 筆、登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。面積は m²のうち、m²、貸付人は 氏、借受人は であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は10月31日であり、解約形態、解約事由は、借主変更のためであります。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>以上で説明を終わります。 内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第 41 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号 1 番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| <p>議長</p> | <p>日程第 3、議案第 42 号、「現況証明願いについて」申請番号 1 番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p> |
| <p>瀬尾局長</p> | <p>それでは、議案第 42 号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます。</p> <p>土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合、土地の所有者が現況証明願いを申請し、農業委員会で現地調査をし、申請内容が妥当であるかを判断し、妥当と判断した場合、登記地目の変更に必要な現況証明書を発行するものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は 1 件でございます。</p> <p>内容は、登記簿地目が畑であった土地が現在、畑以外となっていることから、登記簿地目及び農地台帳の現況地目を畑以外に変更するための申請が 1 件あります。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは申請番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>現況証明願いについて説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番、所在、地番につきましては、字 - であります。</p> <p>登記簿地目、現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。</p> <p>面積は、 m²であり、判定地目は畑外、利用状況は畑外であります。所有者、申請人は 氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。</p> <p>なお、現地調査につきましては、11月25日に、富倉班長 他4名により実施しております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、調査班より調査報告を求めます。第2班・班長、富倉 浩之 委員から報告願います。</p> |
| 富倉委員 | <p>申請番号 1 番の案件につきましては、登記地目の畑から、畑外に変更するための申請であります。</p> <p>現地を確認した結果、申請地は畑でしたが、農地としても活用されていないことを確認いたしました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| 議長 | <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 42 号、「現況証明願いについて」申請番号 1 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| | <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第43号、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第43号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。</p> <p>また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は、1件でございます。</p> <p>申請内容は、<input type="text"/> 地区での農家住宅建設に伴う除外が1件となっております。</p> <p>その計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| <p>瀬尾局長</p> <p>議長</p> <p>豊吉主幹</p> | <p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外として、大樹町長から意見照会されている案件であります。</p> <p>事業計画者は、<input type="text"/> 氏、土地の所在は字 <input type="text"/> の <input type="text"/> の</p> <p>であります。</p> <p>公簿地目は畑、面積は <input type="text"/> m²のうち <input type="text"/> m²であり、目的は農業者住宅を建設するための農用地からの除外であります。</p> <p>なお、現地調査は11月25日に第2班 富倉班長 以下4名で行っております。</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>す。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、富倉 浩之 委員から報告願います。</p> |
| 富倉委員 | <p>大樹町から意見照会された農用地区域の除外の件について、第2班で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、施設などとの位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認し、農用地区域から除外しても問題ないと判断しました。</p> |
| 議長 | <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>これより議案第43号、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 瀬尾局長 | <p>ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第5、議案第44号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番から5番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、所有権移転が2件、使用貸借による権利の設定の3件の計5件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げます。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>議長 豊吉主幹</p> | <p>すので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字 の 他 筆 、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきま しては、 m²であります。譲渡人は、 、譲受人は、 氏であり、譲受人希望による所有権移転であります。売買価格は、 円 10a 当り 円、本地区の担当委員は 委員となっております 。</p> |
| <p>議長 委員</p> | <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について、 地区担当委員、 委員より報告を願 います。</p> <p>申請番号1番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。 譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に 支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えま す。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第44号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」 申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、議案第44号、申請番号2番から3番の審議にあたり、***委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号2番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字 〇 の 〇 他筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、〇 m²であります。</p> <p>譲渡人は、〇、譲受人は、〇 氏であり、経営規模拡大による所有権移転であります。売買価格は、〇 円 10a 当り円本地区の担当委員は 〇 委員となっております。</p> <p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字 〇 の 〇 他筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、〇 m²であります。</p> <p>貸主は、〇 氏、借主は 〇 であり、経営面積は、〇 m²であり、借主希望による使用貸借であります。本地区の担当委員は 〇 委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号2番から3番について、地区担当委員、〇 委員より報告を願います。</p> |
| 議長 | <p>申請番号2番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>申請番号3番につきましては、借主の希望による使用貸借の案件です。借主は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしている</p> |
| 委員 | |

| | |
|--------------------|---|
| <p>議長</p> | <p>ものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第44号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号2番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> |
| <p>議長 豊吉主幹</p> | <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字 〃 の 他 筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、 〃 m²であります。</p> <p>貸主は、 〃 氏、借主は 〃 であり、経営面積は、 〃 m²であり、借主希望による使用貸借であります。本地区の担当委員は 〃 委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長 委員</p> | <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号4番について、 〃 地区担当委員 〃 委員より報告を願います。</p> <p>申請番号4番につきましては、借主の希望による、使用貸借の案件です。借主は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしている</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>ものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第44号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| <p>豊吉主幹</p> | <p>申請番号5番、所在、地番につきましては、字 他 筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑と牧場、農振は農用地、面積につきましては、 m²のうち、 m²であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は 氏であり、経営移譲による使用貸借であります。本地区の担当委員は 委員となっております。</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>議長</p> <p>委員</p> | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。申請番号5番について地区担当委員、委員より報告を願います。</p> <p>申請番号5番につきましては、経営移譲による、使用貸借の案件です。借主は、経営移譲に伴い、意欲的に経営を行っており、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第44号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号5番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第45号、「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> |
| <p>瀬尾局長</p> | <p>それでは、議案第45号「農地法第5条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は1件でございます。</p> <p>内容は、農家住宅建設のため、使用貸借による転用が1件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| <p>議長 豊吉主幹</p> | <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、農家住宅建設に伴う、使用貸借の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字 〇 〇 〇、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は 〇 〇 〇 m²のうち 〇 〇 m²であります。</p> <p>貸主は、〇 〇 〇 氏、借主は、〇 〇 〇 氏、転用の時期につきましては永年間、工期は許可日から令和5年5月31日までであります。</p> <p>申請番号1番の現地調査につきましては、11月25日に、第2班 富倉班長他4名の委員により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000 m²を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| <p>議長 富倉委員</p> | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、富倉 浩之 委員から報告願います。</p> <p>農家住宅を建設する案件です。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>高規格道路建設により、農家住宅を移転する代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び、一般基準を満たしており、班では許可すべきと判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第45号、「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第7、議案第46号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から3番の件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より提案説明を求めます。</p> |
| <p>瀬尾局長</p> | <p>それでは、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は3件でございます。</p> <p>内訳は、新規の賃貸借1件、更新の賃貸借が2件となっております。</p> |

| | |
|------|---|
| 委員 | <p>申請番号1番につきまして、農用地利用集積の申し出があったため、農事組合長並びに、両名と協議し、 とし、賃貸借期間は1年、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号2番から3番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第46号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明いたします。</p> |
| 瀬尾局長 | <p>次回の総会につきましては、12月16日金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>以上をもって、第28回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p> |

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年11月29日

会 長

委員(9 番)

委員(10 番)